

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、国民健康保険に係る所掌の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の給付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項を含めて契約締結することとしている。

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況の把握を行っており、その状況により、国民健康保険法及び関係法令に定められた事務を行っている。
③システムの名称	国民健康保険システム(MISALIO)、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表の44の項及び内閣府・総務省令第5号第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表の1、2、3、4、8、9、14、22、23、24、26、35、42、44、59、61、85、95、100、105、115、117の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-5411
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7462

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険課	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 杣木 利徳	課長	事後	新様式への変更
令和1年5月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-7462	健康福祉部保険課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-7462	事後	
令和1年5月20日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年10月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム(Acrocity)、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー	国民健康保険システム(Acrocity)、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年10月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法9条第1項、別表第一の30の項及び内閣府・総務省令第5号第24条	番号法9条第1項、別表第一の30の項及び内閣府・総務省令第5号第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、97、106、109の項及び内閣府・総務省令第7号第25条、第26条	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、97、106、109の項及び内閣府・総務省令第7号第25条、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	IVリスク対策3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月30日	Ⅳリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年10月30日	Ⅳリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年2月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、97、106、109の項及び内閣府・総務省令第7号第25条、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、97、106、109の項及び内閣府・総務省令第7号第25条、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年2月10日	1. 特定個人情報を取り扱う業務	国民健康保険システム(Acrocity)、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム(MISALIO)、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-7462	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7462	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法9条第1項、別表第一の30の項及び内閣府・総務省令第5号第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法9条第1項、別表の44の項及び内閣府・総務省令第5号第24条、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、97、106、109の項及び内閣府・総務省令第7号第25条、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号、別表の1、2、3、4、8、9、14、22、23、24、26、35、42、44、59、61、85、95、100、105、115、117の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	